

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月27日

【計算期間】 第6期中（自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日）

【ファンド名】 ノムラ・CTA・シリーズ・トラスト
ノムラ・ブルークレスト・CTA・ファンド 1006
(Nomura BlueCrest CTA Fund 1006,
a Series Trust of Nomura CTA Series Trust)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 小島 諒万

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6894) 2171

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるノムラ・ＣＴＡ・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルーcrest・ＣＴＡ・ファンド 1006（Nomura BlueCrest CTA Fund 1006, a Series Trust of Nomura CTA Series Trust）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）【投資状況】

（2016年4月末日現在）

資 産 の 種 類	国 名	時 価 (円)	投 資 比 率 (%)
債券	英国	1,786,724,162	88.86
現金およびその他の資産（負債控除後）		224,003,487	11.14
純 資 産 総 額		2,010,727,649	100.00

（注１） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２） 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の、2015年5月1日から2016年4月末日までの期間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

（Aクラス受益証券）

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
2015年5月末日	846,146,648	10,037
6月末日	737,011,172	9,121
7月末日	751,026,867	9,629
8月末日	736,569,069	9,717
9月末日	736,169,440	9,751
10月末日	718,352,054	9,553
11月末日	742,179,138	9,869
12月末日	687,559,558	9,406
2016年1月末日	736,435,441	10,074
2月末日	745,507,272	10,297
3月末日	725,421,771	10,047
4月末日	662,885,911	9,323

（Ｂクラス受益証券）

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	(円)	(円)
2015年5月末日	692,014,128	14,065
6月末日	571,553,374	12,673
7月末日	609,914,271	13,524
8月末日	595,433,811	13,321
9月末日	575,390,943	13,258
10月末日	412,189,818	13,127
11月末日	423,020,529	13,734
12月末日	317,772,189	12,865
2016年1月末日	335,778,956	13,761
2月末日	320,190,443	13,286
3月末日	305,271,615	12,881
4月末日	268,972,318	11,349

（Ｃクラス受益証券）

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2015年5月末日	10,981,359.14	876,532,087	114.87	9,169
6月末日	9,901,707.30	790,354,277	104.78	8,364
7月末日	10,185,053.51	812,970,971	110.47	8,818
8月末日	10,087,072.09	805,150,094	111.71	8,917
9月末日	9,979,314.62	796,548,893	112.38	8,970
10月末日	9,717,405.23	775,643,285	110.17	8,794
11月末日	9,922,646.07	792,025,609	113.92	9,093
12月末日	8,162,221.92	651,508,554	108.97	8,698
2016年1月末日	8,743,389.88	697,897,380	116.73	9,317
2月末日	8,970,848.30	716,053,111	120.25	9,598
3月末日	8,767,050.29	699,785,954	117.52	9,380
4月末日	7,784,184.64	621,333,618	109.48	8,739

（注）豪ドルの円貨換算は、2016年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝79.82円）によります。

（Ｄクラス受益証券）

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2015年5月末日	7,467,144.80	828,405,044	101.73	11,286
6月末日	6,586,305.41	730,684,722	92.63	10,276
7月末日	6,713,232.27	744,765,988	97.58	10,826
8月末日	6,640,231.16	736,667,245	98.52	10,930
9月末日	6,499,739.10	721,081,056	98.93	10,975
10月末日	6,165,643.88	684,016,532	96.94	10,755
11月末日	5,948,635.61	659,941,635	100.15	11,111
12月末日	4,225,746.97	468,804,369	95.61	10,607
2016年1月末日	4,493,375.87	498,495,119	102.35	11,355
2月末日	4,616,262.57	512,128,170	105.15	11,665
3月末日	4,505,744.21	499,867,263	102.64	11,387
4月末日	4,099,305.19	454,776,918	94.67	10,503

（注）米ドルの円貨換算は、2016年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.94円）によります。

②【分配の推移】

（Aクラス受益証券）

期間	分配金（円）
2015年5月1日から2016年4月末日	0

（Bクラス受益証券）

期間	分配金（円）
2015年5月1日から2016年4月末日	0

（Cクラス受益証券）

期間	分配金（豪ドル）
2015年5月1日から2016年4月末日	0

（Dクラス受益証券）

期間	分配金（米ドル）
2015年5月1日から2016年4月末日	0

③【収益率の推移】

（Aクラス受益証券）

期間	収益率（%）（注）
2015年5月1日から2016年4月末日	-9.27

（Bクラス受益証券）

期間	収益率（%）（注）
2015年5月1日から2016年4月末日	-17.69

（Cクラス受益証券）

期間	収益率（%）（注）
2015年5月1日から2016年4月末日	-6.62

（Dクラス受益証券）

期間	収益率（%）（注）
2015年5月1日から2016年4月末日	-8.90

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該期間最終日の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2015年4月末日の受益証券1口当り純資産価格

2【販売及び買戻しの実績】

Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の2015年5月1日から2016年4月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2016年4月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aクラス受益証券	0 (0)	17,700 (17,700)	71,100 (71,100)
Bクラス受益証券	0 (0)	34,300 (34,300)	23,700 (23,700)
Cクラス受益証券	0 (0)	25,100 (25,100)	71,100 (71,100)
Dクラス受益証券	0 (0)	30,900 (30,900)	43,300 (43,300)

(注) ()の数値は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

1. ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

（１）【資産及び負債の状況】

ノムラ・ＣＴＡ・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006

純資産計算書

2016年3月31日現在

（日本円で表示）

	注記	
資産の部		
投資－純資産額 （取得価額：1,452,205,120円）	2、3	2,091,857,617
銀行預金		106,719,752
先渡為替契約未実現利益	13	98,947,361
資産合計		2,297,524,730
負債の部		
未払費用	9	6,960,508
負債合計		6,960,508
純資産		2,290,564,222

各受益証券による内訳は以下のとおり。

	1口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aクラス受益証券（日本円）	10,047	72,200	725,421,771
Bクラス受益証券（日本円）	12,881	23,700	305,271,615
Cクラス受益証券（豪ドル）	117.52	74,600	8,767,050
Dクラス受益証券（米ドル）	102.64	43,900	4,505,744

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・CTA・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・CTA・ファンド 1006

発行済受益証券数の変動表
2016年3月31日に終了した期間

Aクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	75,500
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(3,300)
期末現在発行済受益証券数	72,200

Bクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	43,400
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(19,700)
期末現在発行済受益証券数	23,700

Cクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	88,800
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(14,200)
期末現在発行済受益証券数	74,600

Dクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	65,700
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(21,800)
期末現在発行済受益証券数	43,900

ノムラ・CTA・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・CTA・ファンド 1006

財務書類に対する注記

2016年3月31日現在

注1－組織

トラスト

ノムラ・CTA・シリーズ・トラスト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2009年5月14日付信託証書に基づいて設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づいた投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（CIMA）に登録されており、それにより、CIMAに対する目論見書及び年次監査報告の届出が課されている。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する許可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

トラストについて、それぞれに該当する資産および負債が帰属する個別のポートフォリオまたはシリーズ（「シリーズ・トラスト」）が設定および設立される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、両者の間にトラストの資産および管理に対するすべての権限および責任を有する。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

ファンド

ノムラ・ブルークレスト・CTA・ファンド 1006（「ファンド」）は、マスター信託証書および2010年4月15日付追補証書に従い構成される2つ目のシリーズ・トラストである。

ファンドは、2016年9月30日（「強制買戻日」）に終了することを予定して設定されている。信託証書に記載の状況下において、ファンドは、早期に終了する場合または終了が延期される場合がある。

ファンドの投資目的は、高いボラティリティながらも、伝統的な投資手法および他のオルタナティブ投資戦略を含む主要な資産クラスとの低い相関性を維持し、長期にわたる高リターンを達成することである。

受託会社は、ノムラ・バンク・インターナショナル・ピーエルシー（「本債券発行会社」）が、200億米ドルユーロ・ノート・プログラムに基づいて発行した米ドル建て2016年満期インデックスリンク償還債券（「本債券」）に主にファンドが投資を行うことを通じて、かかる目的を達成することを目指す。

ファンドは、日本円建てである。ファンドは、日本円建てのAクラス受益証券、Bクラス受益証券、豪ドル建てのCクラス受益証券および米ドル建てのDクラス受益証券（総称して「ファンド証券」または「受益証券」）の4つのクラスの受益証券を発行している。

本債券は米ドル建てである。したがって、Dクラス受益証券を除く受益証券の保有者は、米ドルが日本円および豪ドルとの関係でその価値が下落するリスクにさらされている。受託会社は、とりわけ、為替ヘッジ取引を計画し実行する責任を有している。為替ヘッジ取引は、為替リスクを軽減（ただし完全に排除することではない。）し、Aクラス受益証券を日本円に対する米ドルの価値の下落から、およびCクラス受益証券を豪ドルに対する米ドルの価値の下落からそれぞれ保護することを目的としている。受託会社がAクラスおよびCクラス受益証券の為替ヘッジ取引を計画し実行するために、受託会社は投資顧問会社を起用している。為替ヘッジ取引には、銀行間取引市場における為替先渡取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、またはAクラス受益証券およびCクラス受益証券に関して一定の為替リスクを軽減することを目的としてファンドが利用するその他の金融商品が含まれる場合がある。為替ヘッジ取引が計画通りに、為替リスクを軽減できるという保証はない。

注2－重要な会計方針

財務書類は、当期末から6ヶ月後にファンドの存続期間が終了するため、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき清算基準で作成される。資産および負債は、公正価値に相当するとみなされる実現可能価額で計上されており、以下の重要な会計方針の要約を含んでいる。

投資対象の評価

ファンドの投資対象は、本債券である。本債券は、証券取引所に上場されておらず、また、規制ある市場で取引されていない。目論見書に従い、本債券は、本債券の計算代理人が受託会社に報告する公式な純資産額に基づき、受託会社によって評価される。本債券の公式な純資産額は、注3に記載のとおりインデックスに連動している。本債券の公式な純資産額は、本債券に係る契約上の合意の条項に基づき、かつ本債券評価日に入手可能な経済情報を用いて、計算代理人により算出される。計算代理人が、2016年3月31日現在の本債券の価格を決定するために使用した情報は、原ファンドの未監査純資産額を含む。

計算代理人は、本債券発行会社の関連法人である。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日（売買注文が行われる日をいう。）に会計処理される。投資取引に係る実現損益は、売却された投資対象の平均取得価額に基づいて算出される。

受取利息は、発生主義により認識される。支払が不履行になった場合、または支払の履行が疑わしいとファンドが判断する場合、ファンドは、収益を計上しない。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末日の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の純損益に含まれる。

2016年3月31日現在の適用為替レートは以下のとおりである。

1円＝0.01163豪ドル

1円＝0.00787ユーロ

1円＝0.00890米ドル

為替ヘッジ取引

為替ヘッジ取引の費用は、Aクラス受益証券およびCクラス受益証券のみに帰属するが、その費用を予想することはできず、多大なものとなる場合がある。また、その費用は、主にAクラス受益証券においては米ドルと日本円の金利差、Cクラス受益証券においては米ドルと豪ドルの金利差により決定される。Bクラス受益証券も円建てであるが、為替ヘッジ取引に関連する費用および収益のいずれも帰属しない。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

注3－本債券への投資

本債券の投資収益は、インデックスに連動する。かかるインデックス値は、現金勘定およびケイマン諸島において有限責任免税会社として設立された分離ポートフォリオ会社であるRPM SPC（「原ファンド」）（RPMリスク・アンド・ポートフォリオ・マネジメントAB（「原ファンド投資管理会社」）が運用）の分離ポートフォリオであるRPM SPCシングルCTA分離ポートフォリオ1006（「原ファンド分離ポートフォリオ」）の換金可能な米ドル建てクラスの受益権の純資産額の合計額に連動する。

原ファンド分離ポートフォリオの目的は、主に米国内外の取引所および市場（店頭市場を含む。）における先物取引、スワップ、オプション、通貨の直物取引および先渡取引契約、金利、コモディティー、株式ならびに先進国市場で取引される他の指数取引（総称して「先物」）を通じて、投資証券保有者が長期にわたる資本の成長を達成することである。

かかる目的を追求するために、原ファンド分離ポートフォリオは、その資産の全部または一部を、RPMマスターSPC（「マスター原ファンド」）の分離ポートフォリオである、RPMマスターSPC分離ポートフォリオE（「分離口座」）に投資した。分離口座に関し、マスター原ファンドは、分離口座に対する助言サービスを提供し、分離口座の資産の全部または一部を、完全な投資一任で先物取引およびその他のデリバティブに投資するために、システマティカ・インベストメンツ（「投資アドバイザー」）を任命している。原ファンド投資管理会社は、投資アドバイザーのモニタリングに関し責任を負う。

分離口座は、CTAプログラムに対する100%のエクスポージャーを複製することを目指している。通常、CTAプログラムの投資目的は、高いボラティリティながらも、ヘッジファンドを含む主要な資産クラスとの低い相関性を維持し、高リターンを達成することである。原ファンド分離ポートフォリオまたは分離口座の投資目的が達成される保証はない。

注４－管理会社および受託会社の報酬

管理会社は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

受託会社は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注５－保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を400,000円とし、各評価日における純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために保管会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注６－投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値（その時点で計算されている投資顧問会社の報酬の見積額を控除しない。）の年率0.40%に相当する額およびファンドのために投資顧問会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注７－事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を2,800,000円とし、各評価日における純資産額の平均値の年率0.14%に相当する額およびファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注８－代行協会員の報酬

代行協会員は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注９－未払費用

	(日本円)
投資顧問会社報酬	2,325,972
代行協会員報酬	2,323,869
事務代行会社報酬	813,545
保管会社報酬	116,304
管理会社および受託会社報酬	116,209
専門家報酬	1,264,609
未払費用	6,960,508

注10－分配

管理会社は、本書の日付現在、受益者に対して分配を行わない予定である。しかしながら、管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有するAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券の口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配は、当該分配日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

ファンドは、2016年3月31日に終了した期間において、受益者に対して分配を行わなかった。

注11－税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払いに対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注12－募集および買戻しの条件**受益証券の継続発行**

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的な裁量において別段の決定をする場合を除いて、当初募集期間の終了後、受益証券の追加発行は行われないものとする。

買戻し

受益証券は、各評価日に買戻すことができる。

受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社を買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定する場合を除いて、取消することができないものとする。各受益者は、該当するクラスの受益証券を100口単位で買戻すよう請求することができる。

注13—先渡為替契約

2016年3月31日現在、ファンドの未決済先渡為替契約は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現損益 (日本円)
米ドル	100,934	日本円	11,326,700	2016年5月17日	(4,641)
米ドル	17,877	日本円	2,014,800	2016年5月17日	(9,486)
米ドル	321,352	豪ドル	420,875	2016年5月17日	(16,613)
米ドル	23,155	豪ドル	32,691	2016年5月17日	(203,802)
米ドル	54,664	日本円	6,584,200	2016年5月17日	(452,332)
豪ドル	8,162,221	米ドル	5,647,735	2016年5月17日	65,876,468
日本円	687,559,558	米ドル	5,870,857	2016年5月17日	29,011,844
豪ドル	578,839	米ドル	408,701	2016年5月17日	3,754,041
日本円	48,408,283	米ドル	422,916	2016年5月17日	968,762
豪ドル	420,875	米ドル	321,830	2016年4月15日	19,074
日本円	11,326,700	米ドル	100,856	2016年4月15日	4,046
					98,947,361

（２）【投資有価証券明細表等】**①【投資株式明細表】**

該当事項はありません。

②【株式以外の投資有価証券明細表】

ノムラ・ＣＴＡ・シリーズ・トラスト ノムラ・ブルークレスト・ＣＴＡ・ファンド 1006

投資有価証券明細表

2016年３月31日現在

（日本円で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産額	純資産に 占める 割合（％）
英国					
債券					
米ドル	16,233,000	ノムラ・バンク・インター ナショナル 0%14/07/16	1,452,205,120	2,091,857,617	91.32
			1,452,205,120	2,091,857,617	91.32
		英国合計	1,452,205,120	2,091,857,617	91.32
投資有価証券合計			1,452,205,120	2,091,857,617	91.32

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

③【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

④【その他投資資産明細表】

該当事項はありません。

⑤【借入金明細表】

該当事項はありません。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,637万円）で、2016年4月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約309万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2016年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.65円）によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

i）管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第1条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社です。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関して、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、（１）顧客毎の一任運用、（２）投資顧問業務、（３）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（４）2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2016年4月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

（2016年4月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,966,739,084.35米ドル
		1	182,393,342.46ユーロ
		2	2,971,068,642.70豪ドル
		1	149,088,928.85カナダドル
		1	702,330,207.52ニュージーランドドル
		1	69,459,746.35英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	18	1,329,517,455.08米ドル
		7	161,626,762.38ユーロ
		12	346,873,998,527円
		9	695,476,020.67豪ドル
		4	49,505,283.98カナダドル
		5	251,406,607.97ニュージーランドドル
		3	16,546,553.47英ポンド

ケイマン諸島	その他のファンド	16	614,552,514.71米ドル
		1	321,958,310.31南アフリカ・ランド
		1	15,459,570.47ユーロ
		24	20,953,085,353円
		6	642,475,706.59豪ドル
		3	191,541,974.01ニュージーランドドル

ii) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・C T A・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、2009年5月14日付信託証書（2015年5月29日付修正証書により修正済。）（以下「信託証書」といいます。）に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をトラストの勘定で行い、トラストの通常業務を管理する排他的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）ならびに受益証券1口当り純資産価格の計算についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与されたあらゆる権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の一部または全部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委任する権限を有します。管理会社は、一切の受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。管理会社は、管理会社の現実の故意の不履行、詐欺または過失または管理会社の義務の未必の故意により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務をかかるとる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の故意の不履行、悪意、詐欺または過失による作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。

管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利もありません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはファンドを代理して、トラストまたはファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任し、解任されることがあります。かかる辞任または解任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は辞任後、ファンドの管理者として行為した期間中において、過去または現在の受益者から補償を受ける権利以外で、辞任した管理者に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

（３）【その他】

本書提出前６ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にあります。ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、2010年法第100条により禁じられています。

5【管理会社の経理の概況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年5月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.65円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2016年6月10日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2016 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 10, 2016

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

（１）【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2016年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2016年３月31日		2015年３月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1年以内期限到来		313,374	38,749	401,155	49,603
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	10	8,070,010	997,857	8,050,201	995,407
		8,383,384	1,036,605	8,451,356	1,045,010
前払費用		18,750	2,318	18,750	2,318
資産合計		8,402,134	1,038,924	8,470,106	1,047,329
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	46,369	375,000	46,369
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,637	37,500	4,637
その他準備金	4	965,000	119,322	1,130,000	139,725
繰越利益	4	6,054,617	748,653	5,255,936	649,896
当期利益	4	556,554	68,818	633,681	78,355
		7,988,671	987,799	7,432,117	918,981
引当金					
納税引当金	5	215,740	26,676	807,746	99,878
		215,740	26,676	807,746	99,878
非劣後債務					
買掛債権					
1年以内期限到来	6	176,999	21,886	204,352	25,268
税金および社会保障債務					
税金債務		9,513	1,176	9,210	1,139
社会保障債務		11,211	1,386	16,681	2,063
		197,723	24,448	230,243	28,470

負債合計	8,402,134	1,038,924	8,470,106	1,047,329
------	-----------	-----------	-----------	-----------

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2016年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2016年 3 月31日終了年度		2015年 3 月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	9、10	323,029	39,943	379,754	46,957
人件費					
給与および賃金	8	744,856	92,101	811,587	100,353
給与および賃金にかかる 社会保障費	8	73,619	9,103	71,873	8,887
その他営業費用		25,000	3,091	25,000	3,091
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額	7、10	14,201	1,756	1,916	237
所得税	5	111,467	13,783	110,827	13,704
当期利益		556,554	68,818	633,681	78,355
費用合計		1,848,726	228,595	2,034,638	251,583
収益					
純売上高	1	1,843,927	228,002	2,025,472	250,450
その他利息およびその他金融 収益					
関連事業から派生する金額	7、10	4,799	593	9,166	1,133
収益合計		1,848,726	228,595	2,034,638	251,583

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2016年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3－払込済資本金

2016年3月31日および2015年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注４－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2015年３月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936
前期の利益	—	—	633,681
資産税準備金の純取崩し	—	(340,000)	340,000
資産税準備金	—	175,000	(175,000)
2016年３月31日現在残高	37,500	965,000	6,054,617

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2015年１月１日より資産税（「NWT」）申告を年次化した2014年11月25日法に従い、ルクセンブルグ直接税務当局は、特別準備金の計上を通じてNWTの引き下げプロセスを修正する通達（「通達」）を2015年11月19日に公表した。ルクセンブルグNWT法第８項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、その前年に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2016年３月31日現在、配当不可能準備金は合計965,000ユーロ（2015年３月31日：1,130,000ユーロ）であり、これは、2010年から2015年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2015年６月９日に行われた年次総会により、2009年の資産税準備金の全額である340,000ユーロが取り崩され、2015年度の資産税準備金として175,000ユーロが計上された。

注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注６－買掛債権

2016年３月31日および2015年３月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注７－利息およびその他金融費用または金融収益

	2016年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2015年３月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	(8,987)	9,166
短期預金契約に係る受取／（支払）利息	4,799	—
当座預金口座に係る受取／（支払）利息	(5,214)	(1,916)
	(9,402)	7,250

注8－スタッフ

2016年3月31日および2015年3月31日に終了した年度において、当社は6名を雇用していた。

注9－その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2016年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	117,000	119,250
コンサルタント報酬	—	45,224
海外規制費用	95,695	104,173
その他費用	110,334	111,107
	<u>323,029</u>	<u>379,754</u>

注10－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2016年3月31日および2015年3月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2016年3月31日および2015年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

注11－運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2016年3月31日現在、約12,536百万ユーロである（2015年：16,039百万ユーロ）。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2016
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2016	March 31, 2015
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		313,374	401,155
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	10	8,070,010	8,050,201
		<u>8,383,384</u>	<u>8,451,356</u>
PREPAYMENTS		<u>18,750</u>	<u>18,750</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>8,402,134</u></u>	<u><u>8,470,106</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	965,000	1,130,000
Profit brought forward	4	6,054,617	5,255,936
Profit for the financial year	4	556,554	633,681
		<u>7,988,671</u>	<u>7,432,117</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	215,740	807,746
		<u>215,740</u>	<u>807,746</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	176,999	204,352
Tax and social security debts			
Tax debts		9,513	9,210
Social security debts		11,211	16,681
		<u>197,723</u>	<u>230,243</u>
TOTAL (LIABILITIES)		<u><u>8,402,134</u></u>	<u><u>8,470,106</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2016
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2016</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>
CHARGES			
Other external charges	9, 10	323,029	379,754
Staff costs			
Salaries and wages	8	744,856	811,587
Social security on salaries and wages	8	73,619	71,873
Other operating charges		25,000	25,000
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings	7, 10	14,201	1,916
Income tax	5	111,467	110,827
Profit for the financial year		556,554	633,681
TOTAL CHARGES		<u>1,848,726</u>	<u>2,034,638</u>
INCOME			
Net turnover	1	1,843,927	2,025,472
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 10	4,799	9,166
TOTAL INCOME		<u>1,848,726</u>	<u>2,034,638</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2016

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2016 and 2015, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2015	37,500	1,130,000	5,255,936
Previous year 's profit	---	---	633,681
Net release of net worth tax reserve	---	(340,000)	340,000
Net worth tax reserve	---	175,000	(175,000)

Balance as at March 31, 2016	37,500	965,000	6,054,617
------------------------------	--------	---------	-----------

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Following the 25 November 2014 law, which annualized the net wealth tax (“NWT”) reporting as from 1 January 2015, the Luxembourg direct tax authorities issued on 19 November 2015 a circular (the “Circular”) modifying the NWT reduction process through the booking of a special reserve. In accordance with the paragraph 8 the Luxembourg NWT law, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due of the preceding year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2016, the non-distributable reserve amounted EUR 965,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2010 to 2015 (31 March 2015: EUR 1,130,000).

As per Annual General Meeting held on June 9, 2015, the 2009 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 340,000 while a net worth tax reserve of EUR 175,000 was constituted for 2015.

Note 5 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 – Trade creditors

As at March 31, 2016 and 2015, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Interest and other financial charges or income

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2016</i> <i>EUR</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i> <i>EUR</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(8,987)	9,166
Interest income/(charges) on short term deposit contracts	4,799	---
Interest income/(charges) on current accounts	(5,214)	(1,916)

(9,402)	7,250
---------	-------

Note 8 – Staff

For the years ended March 31, 2015 and March 31, 2016, the Company has employed 6 persons.

Note 9 – Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended March 31, 2016 EUR</i>	<i>Year ended March 31, 2015 EUR</i>
Domiciliation fees	117,000	119,250
Consultancy fees	---	45,224
Overseas regulation fees	95,695	104,173
Other charges	110,334	111,107
	323,029	379,754

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2016 and March 31, 2015. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2016 and 2015 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 12,536 million as at March 31, 2016 (2015: EUR 16,039 million).

（２）【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。